

# 带状疱疹のワクチン 接種費用を補助

带状疱疹ワクチンは、発症を抑制し重症化や後遺症の予防につながるとされています。

■接種期間／4月1日④～令和8年3月31日④

■対象／次の①～③すべてに該当する方(対象者には4月中にハガキを発送)

- ①町に住民票がある
- ②今までに任意で下記ワクチンを接種したことがない
- ③以下の年齢である

65歳 (S35.4.2～S36.4.1 生まれ)・70歳 (S30.4.2～S31.4.1 生まれ)  
 75歳 (S25.4.2～S26.4.1 生まれ)・80歳 (S20.4.2～S21.4.1 生まれ)  
 85歳 (S15.4.2～S16.4.1 生まれ)・90歳 (S10.4.2～S11.4.1 生まれ)  
 95歳 (S5.4.2～S6.4.1 生まれ)・100歳 (T15.4.1 以前に生まれ)  
 60歳以上65歳未満で概ね身体障害者手帳等級1級の方(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方)

接種内容	回数	自己負担額
生ワクチン(ビゲン)	1回	1回2,000円
組換えワクチン(シングリックス筋注用)	2回	1回5,000円

※いずれのワクチンも生活保護受給者は無料

■持ち物／自己負担金、健康保険証等(住所・生年月日が確認できるもの)、対象者お知らせハガキ(生活保護受給者は診療依頼書、60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳1級を別途持参)



## 接種場所／指定医療機関

青木内科クリニック  
 いけだクリニック、桑原医院、  
 いのうえ内科クリニック  
 健和会京町病院、御所病院、  
 佐々木クリニック、重見医院、  
 たじり消化器・肝臓内科クリニック  
 田添医院、村尾医院  
 ※事前に予約しましょう。  
 ※福岡県広域予防接種実施医療機関でも接種できます。  
 ※上記以外での接種希望の場合は予防接種依頼書が必要です。下記までご連絡ください。

問い合わせ先／子育て・健康課  
 ☎ 093・588・1235

# ご存じですか？ 高齢者の介護・相談窓口&サービス



## 苅田町地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援、情報提供を行います。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった専門スタッフが相談に応じます

まずはお電話で各センターに  
 お気軽にご相談ください。  
 相談は無料です。

- ・在宅介護の相談がしたい
- ・介護保険の仕組みが知りたい
- ・家族がもしかしたら認知症かも…
- ・入所できる施設が知りたい
- ・財産管理に自信がなくなった
- ・どこに相談したらいいのかわからない

苅田町地域包括支援センター  
**かんだ ☎ 093・436・1301**

場所：提 2781 番地  
 (介護老人保健施設 博愛苑内)

**担当区域：**雨窪、若久町1・2・3丁目、松山、松原町、幸町、提、浜町、苅田、光国、神田町1・2・3丁目、馬場、京町1・2丁目、長浜町、磯浜町1・2丁目、港町、空港南町、新松山1・2・4丁目

苅田町地域包括支援センター  
**おばせ ☎ 093・482・2523**

場所：尾倉 3843-7

**担当区域：**南原、集、富久町1・2丁目、殿川町、近衛ヶ丘、尾倉、尾倉1・2・3・4丁目、桜ヶ丘、浜町、新浜町、与原、与原1・2・3丁目、二崎、下新津、新津、新津1・2・3・4丁目、小波瀬1・2丁目

苅田町地域包括支援センター  
**しらかわ**

☎ 0930・23・7227

場所：法正寺 623 番地 1  
 (白川園デイサービスセンター内)

**担当区域：**上片島、下片島、岡崎、葛川、稲光、山口、谷、法正寺、黒添、鋤崎

※浜町は番地によって担当包括が異なります。福祉課までお問い合わせください。

# 合併処理浄化槽 設置補助金のご案内

専用住宅の新築や改造の際に、し尿と生活雑排水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」を設置する方に、費用の一部を補助します(先着受付順)。詳しい内容は、町ホームページでご確認ください。

## ■補助対象の浄化槽／

- ①国の指針に適合する浄化槽
- ②個人が設置する浄化槽
- ③専用住宅に設置する10人槽以下の浄化槽
- ④令和7年度中に着手・完工する浄化槽

※専用住宅は、主に居住のための建物です。店舗や事務所と併用の住宅の場合は、居住面積が延床面積の2分の1以上必要です。

## ■補助対象の地域／

- ①公共下水道・農業集落排水事業の認可区域以外
- ②集合型合併処理施設が設置されている地域を除く



## ■補助金額(限度額)／(令和6年度基準額)

- ・5人槽 = 332,000円
- ・7人槽 = 414,000円
- ・10人槽 = 548,000円

## ■申請／上下水道課まで申請してください。

申請用紙は、町HPからダウンロードできます。

※申請開始日は町ホームページに掲載します。

※申請は工事着工前に必ず行ってください。

工事着工時期は下記へご相談ください。

※令和8年3月19日④までに入居し、完了検査を受ける必要があります。



## ■上乗せ交付

単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、下記の金額を上限に設置補助額に上乗せして交付します。

### ・単独処理浄化槽からの転換

既存の単独処理浄化槽の撤去費用	90,000円
配管設置費用	140,000円

### ・汲み取り便槽からの転換

既存の汲み取り便槽の撤去費用	60,000円
配管設置費用	140,000円

●問い合わせ／上下水道課 下水道業務担当 ☎ 093・434・1829

# 高齢者福祉サービス(一般介護予防)事業

## 介護予防住宅改修事業

転倒の危険性が高い高齢者等の居宅に手すりなどを取り付け、転倒による骨折などで要支援・要介護状態になるリスクを軽減します。



【対象者】要介護(支援)認定を受けていない高齢者で生活や健康状態のチェックリストに該当し、町が必要と判断した方

【助成額】5万円まで

【利用料】所得に応じて1割～3割の自己負担があります(利用は1回のみ)

※町が委託した業者による改修工事です。

※申請前に行った改修工事は対象外です。

## 食の自立支援事業

心身の機能低下に伴い、調理や買い物が困難となっている高齢者等へ、弁当を配達し、安否確認を行います。



【対象者】原則一人暮らしの方で配食チェックリストを実施して町が必要と判断した方

【利用料】400円

※同居家族がいる場合でも、障がい者や要介護状態等により、同居家族からの支援を受けられない場合は対象となる可能性があります。ご相談ください。

※町が委託した業者が夕食用弁当を宅配します。

●問い合わせ／福祉課 高齢者福祉担当 ☎ 093・434・1039